破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５号
茨城県牛久市南２丁目32番地38、開始決定時の住所茨城県土浦市荒川沖４番地56
破産者　花村　美子
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５３０号
さいたま市西区大字西遊馬1916番地３　１号棟106号、前住所さいたま市西区大字峰岸83番地１ライオンズガーデン大宮指扇210号
破産者　笹川　光子
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
宮城県東松島市矢本字北浦５番地２、前住所宮城県石巻市大橋１丁目１番地３　仮設大橋団地36―６
破産者　小山市之助
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第４００号
埼玉県所沢市大字下富21番地
破産者　新井　春子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０７号
神奈川県伊勢原市岡崎6529番地の11、前住所神奈川県秦野市戸川99番地の６
破産者　角貝　一行
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６０４号
静岡市駿河区石田２丁目９番22号
破産者　石原　修三
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４２５号
名古屋市昭和区滝川町79番地　ファンタジア滝川館２Ｂ号
破産者　手塚　温夫
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９７８号
名古屋市港区小碓４丁目90番地　第２コーポ明利215号、従前の住所名古屋市港区明正１丁目97番地の２
破産者　田村　昭夫
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０１７号
名古屋市天白区八幡山326番地の１　八幡山マンション301号、従前の住所愛知県春日井市岩野町２丁目11番地３　プリミエール岩野Ⅱ406号
破産者　小丸　宣恵
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６００号
広島県廿日市市宮園上４丁目２番地３
破産者　三田　智幸
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字田茂平62番地２、住民票上の住所青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字田茂平43番地７
破産者　丸谷　泰男
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１５２０号
横浜市西区浜松町３番19号、開始決定時の住所横浜市西区西戸部町１丁目12番地10
破産者　井原　和美
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１１号
山口県下関市小月西の台５番22―１号　カサブランカオアシス103号
破産者　世良　　中
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県西脇市日野町42番地の７
破産者　坂本　俊雄
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第９８号
徳島市沖浜町北畑536番地の２
破産者　立田　光明
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８号
福岡県北九州市門司区藤松２丁目２番39号シティベール藤松101号、開始決定時の住所鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町24番地13
破産者　春野　克明
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部